

# 臨床検査業務委託仕様書

## 1 業務内容

委託業務は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療センター(以下「発注者」という。)が定める臨床検査にかかる検体の集配、検査、報告並びにこれらに付随する業務とする。

## 2 履行場所

横浜市港南区芹が谷 2-5-1 神奈川県立精神医療センター

## 3 契約期間

令和5年4月1日～令和8年3月31日（3年間）

## 4 検査項目等

別紙内訳書のとおり

## 5 検査依頼・報告

- (1) 検査依頼は、必要事項を記載した検査依頼書に基づき行う。結果報告は、検査結果を記載した報告書に基づき行う。
- (2) 【落札者】(以下「受注者」という。)は、検査結果で異常値が出たときは、必要に応じて再検査を実施するものとする。
- (3) 受注者は、受託している検査項目に関する検査方法の変更、基準値の変更、検査の中止等について、速やかに、発注者に文書にて情報を提供するものとする。
- (4) 受注者は、検査結果の報告にあたっては、「以上・以下」の報告値ではなく、原則として数値報告を行うものとする。
- (5) 受注者は、検査結果の報告にあたっては、発注者の指定した方法により結果報告用紙の他、電子データ報告も行うものとする。

## 6 検体集配業務

- (1) 集配の回数及び時刻は、日曜、祭日、年末年始を除き、原則1日2回以上、発注者が指定した時刻とする。但し、発注者から緊急の検体集配業務の要請があった場合は集配を行うものとする。
- (2) 検体の集配方法は、発注者・受注者の協議によって定めるものとする。
- (3) 検体容器及び検査伝票は、受注者が提供するものとする。

## 7 検体の保存

受注者は、発注者から受託した検体については、受領後血清検体は原則1週間（所要日数が5日以上必要とする場合は3週間）保存することとする。ただし、腐敗・変性の著しい材料については、検査実施後すみやかに処分しても差し支えないものとする。

なお、発注者から検体返却の要請があった場合は、速やかに返却するものとする。

## 8 精度管理

受注者は、精度管理責任者を選任して、内部精度管理を毎日行い、信頼できる検査結果が提出されているか確認し、発注者から求められた場合は速やかにこれを報告するものとする。

また、社団法人日本医師会、社団法人日本臨床衛生検査技師会、CAP (College of American Pathologist) 等が主催するコントロールサーベイに参加し、検査結果については公開するものとする。

## 9 緊急異常値の報告

受注者は、受注者が定める緊急報告基準に基づき、測定後速やかに発注者に電話又は個人情報保護対策を講じた上で FAX で報告するものとする。

## 10 受託検査所の基準

臨床検査の受託検査所施設として、関係法規の基準を満たしていること。

## 11 再委託

受注者は、自ら実施することができない項目や他施設とデータに乖離の見られる項目について他の機関に再委託することができるが、その場合、あらかじめ再委託者を明示し、発注者の承認を求めるものとする。

## 12 守秘義務等

受注者は、義務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、契約期間の解除及び満了後も同様とする。

また、検体及び検査結果は本件業務以外に使用してはならない。

## 13 受注者の変更

- (1) 新たに受注者となった場合は、前受注者との結果の互換性を確保しなければならない。そのため、受注者は基準値のデータを発注者へ提出すること。また、前受注者とのデータ継続性を保証するため別紙「臨床検査項目内訳書」の項目について相関測定 (n=100) を実施し、発注者に提出することとし、発注者の指定した者の検査を受けなければならない。その費用は受注者の負担とする。
- (2) 契約期間満了又は契約解除に伴い、新たな業者に業務を引き継ぐときには、新業者と十分引継ぎを行い、病院の運営に支障を来さないよう対処しなければならない。

## 14 現行システム

専用のシステムは導入しておらず、電子カルテシステムから CSV ファイルで必要データを出力、取り込みを行っている。